

広島大学附属東雲中学校 「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 4 月 1 日 策定

1 本基本方針策定の目的

平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成 26 年 3 月に広島大学附属学校「いじめ防止基本方針について」－すべての児童生徒の安心・安全な学校生活のために－が作成された。本校においても、いじめ防止、いじめの早期発見、いじめに対する適切な措置等を行うために、本校の考え方や組織体制、指導計画などの基本方針を示すこととした。

2 本基本方針の基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えることのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。よって、本校ではすべての生徒がいじめを行わないこと、他の生徒に対していじめが行われる場面に直面した場合は、これを傍観しないようにすることを旨として、いじめ防止等の対策を行うものとする。

3 「いじめ」の定義（「いじめ防止対策推進法」から抜粋）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等が一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるように、保護者や学校関係者、関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切に対処し、加えてその再発防止に努める。

5 学校の基本的姿勢

学校は基本理念に則り、在籍する生徒の保護者、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、いじめを受けていると思われるときは迅速かつ適切に対処する。

また、次のような認識に立ち、いじめ問題に取り組む。

- (1) いじめは、人間として絶対に許されないことである。
 - ・いじめは、重大な人権侵害である。
- (2) いじめられている子どもの心に寄り添った指導を行う。
 - ・いじめは、誰にでも起こり得るという認識に立つ。
- (3) 学校・家庭・関係機関との連携を図る。
 - ・問題を抱え込むことなく、それぞれの立場において問題に取り組む。

6 校内体制

(1) いじめ防止・早期発見にかかる体制

- ① 学校いじめ対策委員会による学校体制の協議（詳細は、別紙設置要綱を参照）
- ② 生徒指導部：いじめ問題等にかかる中心組織
 - ・年間1～2回のアンケートの実施，分析（生徒：6月，2月 保護者：2月）
 - ・学校全体にかかる連絡協議，調整
 - ・生徒指導部だよりなどによる保護者への啓発活動
- ③ 学級担任
 - ・生徒理解の推進及び課題解決の素地を育成する学級活動の充実
 - ・保護者と学級を結ぶ学級通信の作成及び保護者懇談会の適正実施
 - ・養護教諭との連携
- ④ 学年会・職員会議
 - ・原則週に1度実施する学年会における情報交換と情報の共有
 - ・職員会議における生徒の状況の情報の共有
- ⑤ 教育相談
 - ・学期に1度実施する教育相談の適正実施
 - ・月1度のSCの活用

(2) いじめ発生時の対応

- ① 学校いじめ対策委員会による対応の協議（詳細は、別紙設置要綱を参照）
- ② 対応上の留意点
 - ・いじめ等の訴えがあった場合は，謙虚に聴取し，迅速に事実関係を把握すること
 - ・特定の教職員が抱え込むことなく，組織的な対応を行うこと
 - ・教育相談担当が中心となり，該当生徒の所属する学年や学級担任と連携し事にあたること
- ③ 被害生徒・保護者への対応
 - ・被害生徒や保護者からの聴取は共感的，受容的に行い，事実を明確にすること
- ④ 加害生徒・保護者への対応
 - ・加害生徒からの聴取は，具体的な事実関係を確認すること
- ⑤ 周囲の生徒への対応
 - ・周囲に居た生徒からも事実を確認すること

7 いじめに対する措置

- (1) 当該いじめが犯罪行為として取り扱われるべき事案の場合は，広島大学及び広島南警察署と連携して対処する。生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は，広島南警察署に援助を求める。
- (2) 生徒がいじめを行っている場合で，校長が教育上必要と認めるときは，広島大学附属学校支援グループと協議の上適切に懲戒を加える。
- (3) いじめにより生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる疑いがあるとき，又はいじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされるときは，次の対応を行う。
 - ① 重大事案が発生したときは，速やかに附属学校支援グループを通じて理事（教育担当）・副理事（附属学校担当）に報告すること

- ② 理事（教育担当）の指示により，当該事案の調査を行うための学校いじめ対策委員会を設置し事実関係を明確にするための調査を行うこと
- ③ 調査により明らかになった事実関係その他の必要な情報については，いじめを受けた生徒及びその保護者に対して，適宜適切な方法で説明すること
- ④ 調査結果については，理事（教育担当）に報告すること

8 その他

- (1) いじめを許さない学校・学級づくりを推進するために，自主・自立を育てる教育や集団づくりを行う。
- (2) いじめの早期発見・早期対応に努める。
- (3) 養護教諭やＳＣを中心に被害・加害生徒の心のケアを行う。また，周囲に居た観衆や傍観者の生徒への指導を行う。
- (4) いじめの事実を隠ぺいせず，いじめの実態把握や対応を適切に行うため，いじめにかかる早期発見や再発防止の取組みなどに関する取組みの項目を学校評価に加える。

附則

本基本方針は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

本基本方針の一部を平成 29 年 2 月 14 日に改定する。